

## 令和3年度事業計画

公益社団法人高槻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和57年に創立され、会員数の延べ登録数は1万人を超え、創設40年を目前にしています。

このように長きにわたり、事業運営ができましたのも、会員の団結と協力のもと、高槻市（以下「市」という。）をはじめ、各事業所や一般家庭の皆様方のご支援の賜物であります。この積年の実績を踏まえ、更なる発展・充実を目指し、引き続き、地域への貢献につながる事業運営に取り組みます。

さて、我が国経済をみますと、新型コロナウイルス感染症拡大による落ち込み、最低賃金の据え置き、有効求人倍率の低下など、非常に厳しい状況が続いており、全国各地のシルバー人材センターの契約実績も減少し、本センターも同様の状態で、回復への道のりが見通せない状況です。

そのような中、人生100年時代を迎え、働けるうちはいつまでも働き続ける「生涯現役社会」を構築することが重要になっています。これに伴い、65歳までの定年年齢延長や、70歳まで働けるようにする「改正高年齢者雇用安定法」が、本年4月から施行されます。一方、高齢者やシルバー事業を取巻く環境には、深刻化する人手不足、年金、医療・介護及び消費税のインボイス制度への対応など、課題が山積しています。

今後、雇用制度改革により、シルバー人材センターへの入会が後ろ倒しになり、会員の入会がさらに減ることも予想されますが、会員拡大に向けた「会員100万人達成計画」と連携した取組みの一層の推進が求められています。そして、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を活かし、就業などにより多様な社会参加を通して、健康で生きがいのある生活の充実を図り、地域社会の活性化に貢献するセンターの役割がますます重要になると考えます。

会員が生きがいを感じながら、「自主・自立、共働・共助」を基本理念として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応に努め、高齢期を元気に就業することにより、地域社会に貢献する公益社団法人として市民の皆さんから信頼されるセンターを目指します。

会員の就業拡大においては、シルバーの“人材力”を発揮して、「空き家管理」、「介護予防」など地域に密着した事業や、「人手不足分野」事業の受注拡大に積極的に取り組みます。一方、労働者派遣事業についても、ますます、その意義が高まっており、引き続き事業拡大に努めます。

そして、第三次中期計画（2019年度～2023年度）に基づき、「活力と魅力のあるセンターをめざして」を合言葉にシルバー事業に取り組みますが、本年度は、当計画の中間年に当たることから、「（仮称）中期計画検証委員会」を設置し、中間検証を行い、様々な状況の変化に対応していきます。

以上の考え方に立って、令和3年度の事業運営は、以下を基本方針とし、その具体的施策を事業実施計画として行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響がしばらく続くと予想され、感染症対策を意識して安定的な事業運営を行う必要がありますので、臨機応変に対応します。

## 1. 基本方針

- (1) 会員数の拡大と会員の意識向上に努める。
- (2) 就業機会の開拓、拡大及び提供に努める。
- (3) 事業運営の安定に努める。
- (4) 普及啓発事業の推進に努める。
- (5) 技能の向上を図る講習会などの実施に努める。
- (6) 安全・適正就業の推進に努める。
- (7) 組織体制の整備、強化及び活性化に努める。
- (8) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の推進に努める。
- (9) 事務局体制の整備に努める。

## 2. 事業実施計画

### (1) 会員数の拡大と会員の意識向上

センターが地域のニーズに沿った役割を果たすには、就業の拡大と会員数の拡大が欠かせません。全国シルバー人材センター事業協会が策定した「会員100万人達成計画」（目標：2024年度 100万人）を踏まえ、大阪府シルバー人材センター協議会が実施する新聞広告やテレビCM等と連携し、会員数の拡大を図ります。

また、総会や各種イベントへの会員の参加が少ないことなどから、就労の斡旋を目的とするハローワークとの違いや、センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」について理解を深めてもらえるよう努めます。

#### ① 会員の意識の把握

班別会議での意見や就業相談での会員の生の声を聴き、会員の意識を把握し、会員拡大に努めます。

#### ② 女性会員の拡大

年齢区分別人口や新入会員数に占める女性の割合等をみると、女性会員の拡大の余地が大きいことから、全国シルバー人材センター事業協会と連携し、女性活躍促進に向けたシルボンヌマークやポスター（「シルボンヌ」は「シルバー」とフランス語の「ボンヌ」（お手伝い・親切の意味）を合わせた造語）を活用し、女性会員の増加に努めます。特に、「介護予防・日常生活支援総合事業」での就業は意義深いことから、女性会員拡大につながる手法を女性会員に検討いただく機会を設けるとともに、会員からの紹介制度も引き続き行います。

#### ③ 情報発信

「会報」、「ホームページ」、「事務局だより」、「安全就業通信」などを充実し、魅力あるセンターをアピールします。

#### ④ 会員の意識改革

会員の入会説明会において、センターの基本理念をより分かりやすく詳しく説明していますが、講習会など機会あるごとに意識改革を含め、シルバー事業についての知識を深めていただけるよう努めます。

現在、「センターの会員」としての意識の向上や広報活動の一環として、背面に「センター」の名前が印刷されたジャンパーやベストを就業先の了解を得

て就業中に着用していますが、今後さらに着用が増えるよう努めます。

## (2) 就業機会の開拓、拡大及び提供

新たな就業先の確保と新しい仕事の開拓が求められています。その対応として、企業、個人家庭及び公共団体に対して積極的に高年齢者にふさわしい仕事の開拓に努めます。

### ① 企業や個人家庭への訪問等

就業機会創出員による企業や個人家庭への訪問やパンフレットの配布により、センター事業のPRに引き続き努め、就業機会の拡大につなげます。

### ② 独自事業の継続及び検討

リサイクル養土「たかちゃん」販売などの独自事業を継続し、就業機会の拡大につなげます。また、新たな事業の検討にも努めます。

### ③ 地域に密着した業務の推進

「介護予防・日常生活支援総合事業」での就業は意義深いことから、これに関連する地域密着型業務（簡単な営繕等、一般家庭での仕事）において、相乗的な受注拡大を目指します。また、「空き家管理」事業に取り組みます。

### ④ 調査研究

高年齢者にふさわしい仕事が創出できないかを近隣シルバー人材センターの状況を参考に検討します。また、公益法人移行後の経過を踏まえ、高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域づくりに寄与するため、高年齢者の就業や社会的活動等に関する調査を行う「調査研究事業」に着手します。

### ⑤ 就業相談の充実

毎月第3・第4木曜日に開催している就業相談の充実を図り、会員の希望する仕事を的確に把握して就業につなげます。

## (3) 事業運営の安定

現在、国において、様々な政策が推し進められていますが、今後しばらくは「先行き不透明」な経済状況が続くものと思われます。今後も安定的に事業が継続できるよう、ソフト・ハード両面にわたり適切に対応する努力を続けます。

### ① 事務費率

平成30年度に改正した事務費率については、その経過を見守り、今後の経済情勢や近隣のシルバー人材センターの動向を見ながら検討の必要性を判断します。

### ② 補助金の確保

財政状況の厳しい国や市においては、今後、一層の緊縮財政が見込まれるところです。補助金の確保については、非常に厳しい状況といえますが、引き続き理解を求め、一定の支援が得られるよう取り組みます。

③ 消費税のインボイス制度への対応

令和5年10月から実施される消費税のインボイス制度への対応として、会員への周知やシルバー事業継続に則した制度となるように、全国シルバー人材センター事業協会と連携して取り組みます。

(4) 普及啓発事業の推進

普及啓発は、会員数の拡大、会員の意識向上、就業機会の開拓等に必要なのです。また、地域社会での理解も必要と考え、センターのPRになるようなイベントには積極的に参加します。

① フェスティバルの開催

北摂7市3町合同の「シルバー人材センターフェスティバル」については、今年度は、高槻市が開催地となることから、積極的に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、多くの市民及び会員の参加を図ります。

② 各種イベントへの参加

市の清掃活動や緑化フェア、農林業祭及び介護予防をはじめとした健康関連のイベントなどに積極的に参加し、センターのPRに努めます。

③ ホームページ及びポスター等による情報発信

ホームページに掲載する情報の充実を図り、併せて管理及び更新を適切に行います。また、新たな啓発施設の確保に努めるとともに、引き続き公共施設や市営バス内でポスター掲示を行い、市の広報誌やホームページ、ミニコミ誌の積極的活用を検討し、一層のPRに努めます。

④ 会員への情報提供

会員とセンターとの共通認識を深めるため、「会報」、「事務局だより」、「安全就業通信」に加え、「ホームページ」により啓発に努めます。また、センター1階に設置している「情報コーナー」について、会員の積極的利用を推奨します。

⑤ 就業機会創出員によるPR

就業機会創出員は企業等を訪問し、就業機会の拡大に繋がっていますが、個人家庭へのパンフレットの配布をも積極的に行い、センターのPRに努めます。

(5) 技能の向上を図る講習会などの実施

会員の知識や技能の向上と後継者の育成を図るため、適宜講習会を開催し、就業機会の拡大、確保に努めます。

① 講習会の実施

発注者のニーズに応えるため、就業に必要な技能を習得するための植木剪定、草刈機械講習会や交通安全講習会などの独自講習会を開催し、会員の知識や技能の向上と後継者の育成に努めます。

② 「高齢者活躍人材確保育成事業」との連携

大阪府シルバー人材センター協議会が、厚生労働省大阪労働局の委託事業として、60歳以上の方や企業に対してシルバー人材センターを広く周知・広報するとともに、入会に繋がる技能講習やセミナー等を実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」について、連携を図り協力します。

## (6) 安全・適正就業の推進

会員の安全就業と適正就業はセンターの最優先課題であり、国から示された「適正就業ガイドライン」や「高槻市シルバー人材センター安全・適正就業推進基本計画」に基づき、着実に取り組むとともに、「情報コーナー」に配架・掲示している「健康管理」、「安全就業」、「適正就業」に関する情報も活用し、安全で適正な事務執行に努めます。

### ① 安全管理体制の活用

安全適正就業推進員が中心となり、就業会員の率直な声を聞き、安全部会及び安全就業委員会との連携をはかり、安全就業の推進に取り組みます。

### ② 事故防止措置の徹底

草刈機械等の使用器具類の安全対策や事前点検、安全防護具着用の励行など、安全就業基準の遵守を徹底するとともに、事故内容の原因を分析し、有効な安全対策の確立に努めます。また、掲示板の活用や「救命講習」の受講を計画するなど、事故を防止するための更なる啓発に努めます。

### ③ 安全意識の普及と啓発

定期的に「安全就業通信」を発行し、事故発生状況など情報提供に努めるとともに、年間を通して就業場所などを訪問し、安全確認を行います。特に7月を「安全・適正就業強化月間」とし、この月を中心に会員や発注者の安全就業意識の向上を目指します。

### ④ 健康管理意識の高揚

健康保持が安全就業にもつながることから、少なくとも年に一度は健康診断を受けるよう勧奨するとともに、自らの健康は自らが守るとの観点に立ち、自己の健康管理の徹底を推奨していきます。

### ⑤ 適正就業の推進

公益法人として、特に、コンプライアンス（法令遵守）が求められることから、適正な事務執行に努めるとともに、会員への就業の提供に当たっては、「適正就業ガイドライン」を遵守し、ローテーション就業やワークシェアリングを活用して適正就業の推進に努めます。

## (7) 組織体制の整備、強化及び活性化

センターの事業運営の充実を図る観点から、会員への情報提供の促進に努め、各専門部会などで組織の活性化、連携に取り組みます。

### ① 専門部会の充実

「総務」、「事業」、「広報」、「安全」の4専門部会は、シルバー事業の

より一層の発展のため、視察、調査や情報提供に取り組むなど、一層の充実を図ります。

② 地域班活動や職群班活動の活性化

事務局職員が班別会議や職群班会議に積極的に参加し、会員の意見を聞き、シルバー事業の活性化に役立てます。

(8) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の推進

労働者派遣事業については、適正就業の推進も踏まえながら、引き続き就業機会の拡大に努めます。また、いわゆる「臨時的・短期的・軽易な業務」が、派遣事業及び有料職業紹介事業に限り緩和されており、他団体の活用実態等について最大限注視しつつ、その活用について検討します。

① 労働者派遣事業の推進

労働者派遣事業については、今後とも、センターの柱となる事業と捉え、大阪府シルバー人材センター協議会との連携を密にし、今後も新規受注に取り組めます。

② 有料職業紹介事業の検討

有料職業紹介事業については、引き続き取り組みます。

(9) 事務局体制の整備

各職員が自己啓発と能力向上に努め、職員間の連携を図り、課題や情報を共有することにより、事務局体制の強化を図ります。また、新型コロナウイルス感染症対策として、関係機関との連携を強化し、適切な対応と情報収集・提供を行います。

① 職員の自己啓発

公益社団法人の職員としての自覚を持ち、自己啓発に努めます。

② 職員間の連携

センター内での職員の連携だけでなく、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会北部ブロック職員などを対象とした研修会などに積極的に参画し、他団体の職員との交流を図るなかで、各シルバー人材センターの現状を把握・分析し、将来のセンター運営に生かせるよう努めます。

③ 会員との意思疎通の推進

職員は専門部会、地域班別会議、職群班会議等に可能な限り参加し、情報の提供や意見交換に努め、会員との意思疎通を図ります。

④ 新型コロナウイルス感染拡大防止

市や大阪府の対応方針に基づく要請に、積極的に応じるとともに、厚生労働省の職場における感染拡大防止のチェック作業などを実施します。